

令和7年度 京田辺市男女共同参画審議会（第2回）議事録

日 時	令和8年1月7日（水） 午後1時30分～3時30分
場 所	京田辺市立中央公民館 第1研修室
出 席 者	【委員】岡田会長、分部副会長、浅山委員、河村委員、北川委員、五月女委員、沼井委員、畠山委員、三宅委員 【京田辺市】向井市民部長、藤井市民部副部長、梶田市民部人権啓発推進課長、堀女性交流支援ルーム所長、人権啓発推進課係長福山、人権啓発推進課谷元、株式会社名豊（大川氏）
議事次第	(1)第3次京田辺市男女共同参画計画改訂に係るパブリックコメント案について (2)その他

(1) 第3次京田辺市男女共同参画計画改訂に係るパブリックコメント案について

委 員：新旧対照表P7の144「相談窓口の周知」につきまして、これは複数窓口があるのでしょうか。あるとしたらどちらになるか、また、その中に女性交流支援ルーム「ポケット」も含まれるかどうか教えて下さい。

事務局：市の窓口として中心となっているのが女性交流支援ルームになり、そちらをまずは案内する形となります。その上で、京都府やその他の関連する相談窓口をご案内させていただいております。

委 員：番号76と139の「こども家庭センターにおける相談」の取組の概要について、「妊産婦や子育て中の方、おおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。」とありますが、「妊産婦や子育て中の方」の後に「、」ではなく「や」や「または」を入れた方が良いと思います。「子育て中の方、おおむね18歳～」とすると、続いているような気がします。

事務局：原課の方と調整になりますので、変えられるかという部分もございます。前半の部分がこれから子育てをされる妊産婦の方や子育て中の方の親御さんを指しており、後半部分は子どもを指しております。大きく二つに分け親御さんと子どもという見立てで記載しています。

会 長：妊産婦や子育て中の方と、おおむね18歳までの児童は並列ですよ。 「妊産婦や子育て中の方、おおむね18歳～」となっていると違和感を覚えます。並列でしたら、「妊産婦や子育て中の方『および』おおむね18歳～」と記載してはいかがでしょうか。

事務局：記載の方は原案が原課からでございますので、原課と相談をさせていただきます。

委 員：改訂案の132「デートDV防止のための教育・啓発事業」は高校生や大学生を対象としていますが、最近は中学校でもDVの相談会や講演会をしているらしいので、対象に中学生も入れていただきたいと思います。

事務局：現在高校と、同志社女子大学に行かせていただいております。人権擁護委員が中学生を対象とした活動をされているとお聞きしています。そういった現状をまずは把握したく考え

ます。

委員：1点目として、第3次京田辺市男女共同参画計画の冊子の27頁目の中段に新型コロナウイルス感染症について記載がありますが、今回の改訂案ではコロナの話が掲載されていません。コロナの時は、特に女性の低賃金の方から解雇されていき、困窮を極めたことから今回の困難な女性の支援に繋がっていると認識を持っていますので、歴史の経過として改訂案の中にコロナの話は掲載するべきではないかと思います。2点目として、改訂番号31「男女共同参画推進員の募集・支援」と50「男女いきいき地域セミナーの開催」、140「男性のための相談」で、前回の審議会でも申し上げましたが、年次報告書でC評価であった内容に対して、改訂がなかった記載になっています。前回11月の審議会の審議も踏まえて、拡充であったり、改訂であったり、改善であったり各所属においてどのような検討がなされたのか教えていただきたい。特に、男性のための電話相談については、事務局の方で検討されているとお聞きしていますが、他の事業を見ると、SNSを活用するという記載があるので、そちらの事業と横連携してもらって、色々な取組をしてもらえれば良いのではないかと思います。

事務局：1点目のコロナの点につきまして、コロナが感染症法上5類になりインフルエンザと同レベルになったことで、元々のコロナの扱い（2類相当）から変更されたため、その部分は割愛させていただいています。実際の内容として対応して受け継がれているのが、新法の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律であると考えております。経過につきましては記載しておりませんが、実態の中身は新法で反映させていると考えています。2点目の男性のための相談に関しましては、前回の審議でも色々な手法があるのではないかとのご提案をいただいております。どのようなことが出来るのか、他部署との調整を始め、検討は進めたいと思っております。実際に取組を進めるとなると、ハード・ソフト面での予算上の課題も発生します。取組は引き続き行い、今後どのようにするか考えを進めていきますが、現時点で計画の改訂に文言として盛り込むことは困難であると考えています。事業の中身を放置するという意味ではなく、文言として盛り込むのは難しいと考えているため、現状のままの記載とさせていただいております。50番の事業につきましては、毎回同じ取組をして、毎回同じ数字が出てくるものではございません。参加していただいた方が満足していただいて、それをまず継続して行っていくということが一番大事なことだと考えております。新規に何かをするというよりは、継続することで浸透して広げていきたいと思っておりますので「継続」として記載しています。31番に関しては、補助金の趣旨の位置づけからどのように出来たらよいのかという話しをする余地はあるのですが、実現性という部分で、例えば補助率を変えることにより3人補助を受けられるのが2人しか受けられないことになってしまいますと、1人の方に行き渡らないという考え方もあります。本来の補助金の趣旨を考えると実現できるか考える余地があるため、今回は文言をそのまま変更なしとして、継続して取り組み方の検討を進めていきたいと考えています。

委員：11月の審議でもお話をしましたし、以前からもお話をさせていただいていたところもございましたので、質問させていただきました。今ご回答いただいたように、今から来年度予算が間に合わないのは承知しておりますので、事務局には再来年度予算編成に向けて動いていただいて、また質問にて経過の方を確認させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。他に意見等ございますか。

委員：改訂案の23頁の「事業所での取組状況」の上の方ですが、このままでも支障はありませんが、検討していただけたらという点があります。統計結果の1つ目に「昇進や仕事に対する女性自身の意識向上」、2つ目に「育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備」、3つ目に『男だから・女だから』などの性別に基づく固定観念や無意識の偏見の解消』となっており、それぞれにパーセンテージの記載があります。1つ目の項目に関しては解釈の仕方も何通りかあると思いますが、女性自身の意識向上が大事だということだけが点線でハイライトされると、事業所の取組というよりは、事業所の女性への責任転嫁という印象を受けかねません。女性自身の意識に関しては、その下の2項目が複合要因となって、「女性の私が管理職になるのは無理だからやはり昇進の機会は諦めよう」という意識を持っている人もいます。項目の周りの点線の囲みを少なくとも2つ目と3つ目も入れていただけたら、もう少し現状がハイライトできると思いました。それに関連しまして、28頁の説明の中段から下段にかけて、「また、事業所調査では～」の部分の「昇進や仕事に対する女性自身の意識向上と育児・介護等との仕事の両立支援制度の整備があげられており、」を「昇進や仕事に対する女性自身の意識向上や育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備があげられています。」として文章を一つ完結して、その後「また、『男だから・女だから』などの性別に基づく固定観念や無意識の偏見の解消などもあげられています。」と追加して記載するのも良いかと思いました。また、68頁の152「女性の相談室」に関しては、とても評価できる内容だと思います。それに加え、70頁の関係機関等との連携の中で詳しく記載はありますが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の第13条に、民間の団体との協働による支援が明記されていることから、例えば152番の取組の概要の最後に、「さらに、必要に応じて関係機関や民間団体との協働による支援を行います。」などと記載したら、より支援体制が充実しているように読み取ってもらえないかという提案をさせていただきます。

委員：152番、157番に関連して申し上げます。以前より連携されているという話しを前回の審議会でもお聞きして、それはそれであるべき姿だと思いますが、評価の指標でABCの何評価を付けるかで毎回もめています。実施は既に取り組んでいるという認識だと思っています。例えば何月に何回実施するなどの定量定性的な話しに関して、他の重点施策では特に定量的な数値としてかなり記載されているのに対し、ここだけ指標が「実施」と記載されているので、修正されてはどうかと思います。新規の政策なので、しっかりと着実

に取り組むという意味で、定量的な指標を入れてはどうかと考えます。

事務局：まず23頁の2番目と3番目の項目に点線を入れられないかというご質問ですが、全体の調査の項目に点線を付けて、別の概要版の方でも点線を付けているという中で、元の項目の中で一番目が何を指しているかを表現させていただいております。ご提案のありました内容について、項目が不足しているかどうかは検討させていただきます。表現の修正や追記の部分につきましては、調整させていただきたいと思っております。必ずしも追記ができるとは保証できませんので、その点はご了承いただきたく存じます。152番につきましては(2)の大きな枠組みの中の①居場所の提供・相談支援の充実ということで、相談の支援内容を具体的に記載させていただいており、その上で②関連機関等との連携を記載しております。色々と詰め込みすぎて一番の取組の目的の部分が霞んでしまうという懸念がございますので、このような表現での記載としています。指標を定量的なものにするというご提案に関しまして、大変ありがたいと思っております。しかし、指標を定量化するには非常に難しい項目があると考えています。例えば10件という数値を設定して、それを達成すれば良いのか、件数が多ければ良いのか、少なければ良いのか、何か連携ができたとして、何をもちその善し悪しを判断するのが難しいところがございます。指標が測りにくいというご指摘は承知しておりますが、まずは実施をして、実施を継続していく上で中身を充実していくということで関連する取組ではなく、重点取組の項目に記載して、あえて「実施」という形で記載をさせていただいております。

委員：ありがとうございます。

事務局：補足で説明させていただきます。70頁の157番「各相談担当課・関係機関等との連携」の指標を「実施」ではなく、「何回」という形で定量化してはどうかというご提案だったと思っておりますが、各相談窓口は色々ございます。私たちが担当していますのは女性の相談が主となっておりますが、例えば女性の相談を受けて、具体的な相談内容の中で家庭環境や子どもへの影響がある時は子どもの関係部署との連携をするというように、それぞれの相談毎に連携する内容は変わってきますので、それを定量化するのは非常に難しいと考えています。相談の内容に応じてそれぞれの機関と連携して対応していくというのが157番の部分だと考えています。158番「DV等相談関係機関との連携」ということで、指標を年2回としているのですが、これは相談とは関係がなく、年2回定期的に色々な課題を持ち寄り、情報交換をする中でどのような対応をしていくかを皆で考えるものになります。年2回必ず会議を実施するため、会議開催回数を指標として、年2回という目標設定となっておりますので、157番と158番は違いがあると考えています。157番はそれぞれの事例に応じて連携する場合がありますし、しない場合もあるため、「実施」という表現をさせていただいているのが現状でございます。

事務局：女性の相談室というのは、まずは女性が様々な内容について、一般相談や専門相談、法律相談に来ていただいております。このような表現をさせていた

だいていることをご理解いただけたらと思います。

委員：ありがとうございます。おっしゃる通り無理に定量化して、それが達成したからといって他に変わるのかということとまた別の問題だということで、内容も質の問題であるとよく分かりました。質の問題つながりということで、例えば年次報告書の5頁目のところを前回の審議会でも申し上げた通り、市民に対して市の施策がきちんと公表されるべきだと思っています。実施してB評価があり良かったということで終えるのではなく、今回新たな女性支援法のところで質をしっかりとするのであれば、5頁目のような夫婦関係の話については色々な質の連携や公表の仕方の工夫はあるかと思っています。やられていることをしっかり市民にしらしめることが重要だと思っていて、実施してB評価をつけただけでは何も伝わらないと思いますので、良いことをやられているのであれば、しっかり質の内容を伝えるような工夫をしていただきたいと思っています。

委員：評価が低評価であったものに関して、予算的な縛りもあり難しい面もあるという話が出てきましたが、せっかく色々なことをされているのであれば、ペーパーにしっかりやっていますということ明記しておかないと、単に集まってペーパーを作って終わりになりがちになるので、その辺はしっかり広報したほうが良いと思いました。評価の指標を出すというのは難しいというのはその通りですが、分からないからといって何もしないのは問題なのかなと思いました。確かに評価が難しいというのはどこでもそうだと思いますが、評価は事業をきちんとやっているかどうか振り返るものなので、どのような事業に対してどのような評価基準を設定するかを考えるのは必要な事であると考えます。

事務局：ご意見ありがとうございます。先ほども、予算が伴うものについては、予算がつかないと行動が出来ないというものもありますので、それを前提とした取組は文章化をして記載は難しいというお話しをさせていただきました。予算がないから何もしないのではなく、何が出来るのかなどについては、それぞれの現場で連携をしながら意見交換をした中で、最善の手法を模索させていただいております。その中で、おっしゃっていただいたように文章化して記載をするというのは困難であると考えています。指標に関しましても、誰しもが分かるような指標を提案していただいて、効率的に使えるものがあるのであれば採用したいと思っていますが、なかなか難しい案件ですので、現時点では今の記載方法をとらせていただいているということをご理解いただけたらと思います。何かそういったやりとりをペーパーの中で残していけないかというご意見については、計画の中に織り交ぜるのは難しいと考えていますが、こういった審議会でお話をすることによって公表の議事録という形で残っていきます。

委員：分かりました。併せて申し上げますと、例えば157番ですが、一つのところで解決できず複数のところで解決してできた件数は多分あると思うのですが、それを指標化すると定量的ですし、既に助けられた方が例えば年間20件あったら、来年からは50件にしようと少し工夫したら設定できるのではないかと思います。審議会の議論を踏まえて、予算で承

認されているこの部分については指摘されているので、予算の増額をしてはどうかという提案をしてはどうかと思いました。

事務局：解決件数のカウントにつきましては、何を持って解決とするという判断するのが難しくバトンタッチの仕方によっては、手を離れた後に個人情報などの関係でその後の情報が入ってこず、解決していないというカウントになり、今度は逆に目標を達成していない数字が上がってしまいます。そうすると、やることを出来る中で最大限頑張っているのに、未解決の件数が残っていくことになる可能性がございます。予算に関しては、計画に記載するとそれを実現しなければならないことが前提となります。審議会でご意見があったという中で、予算要求はしていくという形はとらせていただきますが、限られた財政の優先順位の中となりますのでご理解いただけたらと思います。

会 長：「実施」だけ記載していると予算を要求する時に根拠がありませんよね。できれば、例えば相談だったら相談件数や延べ件数など、これだけのことをしているのだと見せていかないと予算要求も難しいかと思います。連携を評価するのがどれだけ難しいことかは重々承知です。何をもって連携とするのか非常に難しいかと思いますが、定量的にするのであれば例えば協議した回数や電話を受けた件数でも良いかと思います。

事務局：計画の指標という形で記載するのは難しいと思います。先ほども申し上げましたが、件数が少なければ良いのか、多いから悪いのかといったように判断が難しいので、計画の中ではそのような指標ではなく「実施」と記載させていただいております。年次報告書の中に現状の動きとして、相談件数であったり相談の内容の主訴であったりを記載して過去何年間かの見比べが出来るように公表させていただいております。計画のところで盛り込むのが難しい部分については、実態の数値として見てもらえるような形をとっているのが実際のところとなります。

会 長：こういう計画の中では目標値を設定しなければいけません、現状の数値が分からないとまずベースラインをとるために、今から目標値を設定するためのデータを集めるという期間があっても良いかなという気がします。

委 員：定量化にこだわっているわけではなく、市民にお知らせをして、議論を醸成して次の計画に反映するためのPDCAを回す必要があります。それが行政・会社・家庭であっても、一緒の話しです。計画を立てている以上はブラッシュアップしていかないといけないわけです。そのため、次に繋がるような指標を設けて色々な議論を交わしていこうというのが今回の議論です。特に今回は新法の話しであるので、実施のままB評価で終わってしまうのが、少し怖いなと感覚的に思っています。次に繋げるためにどのようにして向上していくのか、おっしゃっていただいたように再来年浸透させていくのであれば、次へ次へとカスタマイズしていき、PDCAを回すのが良いと思います。

事務局：70頁にある157番の指標・現状・目標が「実施」の記載に関して、目標を立てるという意味では、「実施」という形が精一杯かと考えています。しかし、ご意見いただいたよ

うに、例えば女性だけでなく家族の中の子どもまで踏み込めたかというのは非常に大事なことだと思いますので、実施であればB評価にはなりますが、年次報告書の備考欄の中で子どもや高齢者の虐待防止に繋がったなどと記載することにより、BではなくAと評価することもできると思いますので、そういった対応を検討させていただけたらと思います。

会 長：例えば新しい取組の目標を「現状把握」としたらどうでしょうか。現状がどうなっているか分からないから「実施」となっているのですでしたら、次の計画で目標設定ができるようにデータ収集期間という意味で「現状把握」と記載してはいかがですか。

事務局：まず女性交流支援ルームが始めに相談を受けますが、女性交流支援ルームの中で解決できる案件ももちろんございます。その後に重層的支援といった、一つの相談からどんどん広がっていく場合もございます。例えば10回の目標を立てて、10回の相談があったらそれで良いのかということがあり、目標については立てづらいかと思います。女性交流支援ルームからスタートして、例えば子どもの虐待、高齢者の虐待ということで繋いでいった回数をカウントしていくというのは可能だと思いますが、それが増えたか減ったかということについては、あまり意味がないと考えています。まずはきちんとした対応、それに応じて連携を実施していくことが大事だと思っております。

会 長：ありがとうございます。量だけ、質だけ取り上げても全体像が見えないのは十分承知しておりますので、両方組み合わせてやっていただくという意味では、できれば数値目標を設定した上で、意味や不足する分については備考で記載するのが良いと思います。そうすると担当課への負担が重くなると思いますので、引き続きご検討いただけたらと思います。

事務局：157番の目標については、困っている女性や子ども、高齢者などが女性交流支援ルームで相談をしていただいて、解決したかどうかが一番大事だと思っております。1回相談があると長く続くものですので、解決件数というのも出すのが難しい部分があります。連携した回数についてカウントはできると思いますが、カウントしたことによってどのように評価していくかは非常に難しいことだと考えます。市役所内での連携もありますし、民間や京都府の配偶者暴力支援センターといった他の機関との連携もございます。相談の内容やケースに応じて連携する機関は変わっています。

事務局：女性交流支援ルームは相談を受けて、どこの機関に繋ぐというカウントはしていますが、一方で、都度ごとに報告や電話で動きを確認したりするため、他課からや他機関からくる細かなやりとりまで含めると件数は計り知れません。相談に乗ってどのように前向きに進んでいただけるかが大事であると考えています。

会 長：もし件数をカウントするのが難しいのであれば、連携が必要な時に、各関係部署ときちんとコミュニケーションが取れていると思うかと設定して、良く取れている、まあまあ取れている、どちらでもない、あまり取れていない、全く取れていないという5段階評価で目標の設定を使う方法があります。例えば4以上にするとか、そのような設定の方法もあります。数値目標といっても、単純にカウントするだけでなく、尺度を設定するタイプがあ

り、色々な測定の方法があると思います。連携は課題解決だけではなくて、連携することがあらゆる意味での業務の力量の上昇に繋がると思います。連携はどこの何と定義をすることは必要ですが、何をどのようにしたらよく分からないからとりあえず実施という形にはなっているわけですね。その点について、現状では出来ないの次回に向けて検討を続けますという形にしておいていただいたら良いと思います。

委員：別に数字にこだわっているわけではございません。新法の話で、市民にとっても分からない状態であるので、議論を醸成していく必要があります。新法は元々売春防止法の改正に伴ったもので、例えば本市に支援が必要な方が多く存在したとして、女性交流支援ルームの人手が足りなくて支援が出来ないということも市民目線からしたら分からないわけです。個人情報等を全て開示しろということではなく、本市にどれくらい支援の必要な人がいて、どのようにやっていくかという議論を高めていき、この審議会や議会で議論すべきと考えます。会長がおっしゃる通り、現状をどのように把握するのかは現時点では大事なことだと思います。

事務局：色々なご意見ありがとうございます。新法もあるので、ある程度何をするのか見えた方が良いのではないかとご意見ありましたように、年次報告書の方で相談件数や主訴別の件数で掲載しておりますので、来年度すぐ出来るかは確約できませんが、多い少ないではなく、何件どこ連携したなどの記載の方法は検討を進めてまいります。そちらを見ていただいて、何をどのようなことしているのか、バックデータとして捉えていただければと思います。

会長：ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

委員：取組144番「相談窓口の周知」にあるように、21頁の女性交流支援ルーム「ポケット」を「知っている」と回答した方が14.3%しかいないということから一層の周知が必要ですが、実際に深く悩んでいたり、困っていたりする女性にとって市の相談窓口に行くこと自体がとても勇気のいることだと思います。様々な不安を抱えている人にとって、そのような場に行ってさらに不利にならないか、個人情報はどうにして守られるのだろうか、大変なことになるのではないかと思います。これから相談窓口の存在をSNS等で発信するなど色々と検討していただく際に、安心して気軽に来ていただける場所ですよ、困っている方のための窓口ですよと広報して、市民の方が、では行ってみようかなと思えるような周知の仕方を考えていただけたらありがたいです。

委員：12番にお子さんに関する「性に関する教育の推進」がありますが、重点取組ではないのが少し残念です。他の研修やテレビで聞いたことによると、子どもがSNSを使ってよく事件に上がるのが、自分の局所を相手に送信してしまうということです。男の子でも女の子でもあり、男の子の場合自分で送信したり、女の子の場合は脅迫されて送信してしまったということが起こっています。子どもがSNSを見たら直ぐに大人が見るようなサイトに飛んでしまったり、騙されて飛んでしまったりなどが起こっているようです。自分の身

体の事を知る性に関する教育は大事なので、SNSに関連した危険なことや変なことが分かる啓発に関しても、重点的に取り組んでいただくとありがたいなと思いました。

事務局：子どものSNS等の話しは非常に重要なことだと考えていますが、全てを全部詰め込んでしまうと、何の計画か分からなくなってしまう点がございます。ご意見いただいた件に関しては、学校教育の面がございまして、市の子ども計画の中で織り込まれているので、そちらで専門的に取組を推進しているものだと考えております。その中で、男女共同参画と一般的な意味でオーバーラップするものを施策として掲載しております。前回のご意見の中でも子どもの意見が反映されていますかという話しがありましたが、この計画の中で反映されていないのではなく、子どもを対象とした事業等でいただいたご意見を入れた中で計画を練り上げて、施策としておりますので、そこに子どもの意見が反映されていると理解しております。それぞれの所管において、取り扱いをしていると認識をしています。

委員：こういった場所でこのような話しが出たということを他でも言っていただけると、これが大事だと、より周知していただけるかと思えます。

(2) その他

委員：以前から何度か発言させていただいている複合型施設の件で、今回の計画改定案でも最後のページに記載がありますが、ソフト面も大事ですがハード面も大事なので、今後その局面で審議会の報告いただいて議論するべきではないかと考えます。次回以降で、何か進展があれば教えていただきたいと思えます。

(以上)